

看護師等養成所施設整備補助事業補助金 概要

事 項	内 容										
目的	看護師等養成所における施設整備事業に要する経費を補助することにより、その教育環境を充実させることで、都内における看護師等の充足を図る。										
補助対象	<p>看護師等養成所の施設整備事業で、次に掲げる者が行うもの</p> <p>※ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校を除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉法人(ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会を除く。) 2 健康保険組合及びその連合会 3 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会 4 学校法人及び準学校法人 5 一般社団法人及び一般財団法人 6 医療法人 <p>※ 5及び6については、学校教育法第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けていない若しくは認可を受けることができない養成所を除く。ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程(通信制)にあってはこの限りではない。</p>										
対象経費	<p>養成所(寄宿舎を含む。)の新築、増築及び改築に要する工事費及び工事請負費。ただし、次に掲げる費用を除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土地の取得、整地に要する費用 2 門、さく、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用 3 設計その他工事に伴う事務に要する費用 4 既存建物の買収に要する費用 5 その他施設整備費として知事が適当と認めない費用 										
基準額	(基準面積) × (基準単価)										
基準面積	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; border: 1px solid black;">1 新築の場合</td> <td style="border: 1px solid black;">(1) 保健師、助産師、看護師の養成所 (学生定員) × 20㎡ (2) 准看護師の養成所 (学生定員) × 17㎡</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">2 増築の場合</td> <td style="border: 1px solid black;">新築の場合に準じて算出した面積。ただし、既存面積と増築との合計面積は、上記1の例により算出した場合の面積を超えることができない。</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">3 改築の場合 (移改築・模様替えを含む。)</td> <td style="border: 1px solid black;">当該施設の既存面積。ただし、上記1の例により算出した場合の面積を超えることができない。</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">4 男子学生の受入れに必要な更衣室等を整備する場合</td> <td style="border: 1px solid black;">上記2又は3により算出した面積に16.2㎡を限度として加算した面積</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: 1px solid black;">(注) 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。</td> </tr> </table>	1 新築の場合	(1) 保健師、助産師、看護師の養成所 (学生定員) × 20㎡ (2) 准看護師の養成所 (学生定員) × 17㎡	2 増築の場合	新築の場合に準じて算出した面積。ただし、既存面積と増築との合計面積は、上記1の例により算出した場合の面積を超えることができない。	3 改築の場合 (移改築・模様替えを含む。)	当該施設の既存面積。ただし、上記1の例により算出した場合の面積を超えることができない。	4 男子学生の受入れに必要な更衣室等を整備する場合	上記2又は3により算出した面積に16.2㎡を限度として加算した面積	(注) 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。	
	1 新築の場合	(1) 保健師、助産師、看護師の養成所 (学生定員) × 20㎡ (2) 准看護師の養成所 (学生定員) × 17㎡									
	2 増築の場合	新築の場合に準じて算出した面積。ただし、既存面積と増築との合計面積は、上記1の例により算出した場合の面積を超えることができない。									
	3 改築の場合 (移改築・模様替えを含む。)	当該施設の既存面積。ただし、上記1の例により算出した場合の面積を超えることができない。									
	4 男子学生の受入れに必要な更衣室等を整備する場合	上記2又は3により算出した面積に16.2㎡を限度として加算した面積									
(注) 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。											
基準単価 (1㎡当たり)	鉄筋コンクリート造	136,100円									
	ブロック造	118,000円									
	木造	136,100円									
	<p>(注1) 建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。</p> <p>(注2) SRC(鉄骨鉄筋コンクリート構造)についてはRC単価とする。</p> <p>(注3) 鉄骨構造については強度・耐久性が鉄筋コンクリート構造と同等の工法である場合(ラーメン構造等の場合で設計者等が強度・耐久性を証明できる場合)は、RC単価を用い、その他はブロック単価を用いる。</p> <p>(注4) 鉄骨とRCの複合建築については、RCの比率が50%以上である場合はRC単価を用い、50%未満である場合はブロック単価を用いる。なお、鉄骨部分の取扱いは、注3を準用して差し支えない。</p> <p>※ (注3)、(注4)による場合は、その旨を証明する文書(一級建築士等による証明)を添付すること。</p>										
補助金の交付額	<p>補助金は予算の範囲内で交付するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方 2 上記1により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して、少ない方の額に0.75を乗じて得た額(1,000円未満切捨て) 										
補助率	0.75										